

鳥取県収用委員会事務局の設置等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県収用委員会（以下「委員会」という。）の透明性及び公正中立性を図るため、委員会の事務局の設置等について必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、鳥取県収用委員会事務局（以下「事務局」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 事務局の設置	委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。
(3) 職の設置	ア 事務局に事務局長を置く。 イ 事務局に事務局長のほか、次長、副主幹及び主事（以下これらを「職員」という。）を置くことができる。
(4) 職務	ア 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。 イ 次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務を整理し、事務局長を補佐する。 ウ 副主幹は、上司の命を受け、分担事務を処理する。 エ 主事は、上司の命を受け、一般事務を処理する。
(5) 施行期日	施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の新設について

1 規則の新設理由

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「法」という。）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（以下「政令」という。）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に、特定開発行為に係る許可事務の方法及び書式が定められているが、一部想定される事務処理及びその書式を補う必要がある。

(2) 今後、法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を行うため、特定開発行為の許認可事務等に必要な手続を定める。

2 規則の概要

特定開発行為の許可事務手続に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 趣旨	この規則は、法、政令及び省令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 定義	この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。
(3) 特定開発行為の許可の申請	ア 法の規定に基づく特定開発行為の許可（以下「特定開発行為許可」という。）の申請は、特定開発行為許可申請書に、省令で定めるもののほか、特定開発行為を行おうとする土地について、申請者が所有権その他の当該土地を使用する権原を有すること又は有する見込みであることを証する書面を添えて、知事に提出することにより行うものとする。 イ 省令に規定する計画説明書の様式を定める。
(4) 特定開発行為の変更許可の申請	法の規定に基づく特定開発行為変更許可（以下「特定開発行為変更許可」という。）の申請は、特定開発行為変更許可申請書に、省令に規定する書類及び(3)アに掲げる書類のうち当該変更に係る事項に係る書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。

(5) 特定開発行為許可の変更の届出	法に規定する変更の届出は、特定開発行為変更届を知事に提出することにより行うものとする。
(6) 住所及び氏名の変更の届出	特定開発行為許可又は特定開発行為変更許可（以下これらを「行為許可」という。）を受けた者の住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届を知事に提出するものとする。
(7) 対策工事等の着手の届出	行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等に着手しようとするときは、あらかじめ、対策工事等着手届を知事に提出するものとする。
(8) 対策工事等の休止の届出	行為許可を受けた者が、当該行為許可に係る対策工事等を休止しようとするときは、あらかじめ、対策工事等休止届を知事に提出するものとする。
(9) 地位の承継の届出	<p>相続又は合併により、行為許可を受けた者の地位を承継した相続人、合併後存続する法人又は合併により設立された法人（以下「承継者」という。）は、遅滞なく、特定開発行為地位承継届に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める書類を添えて、知事に提出するものとする。</p> <p>(ア) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が1人の場合 当該相続人の戸籍謄本</p> <p>(イ) 承継者が特定開発行為許可を承継した相続人であり、かつ、当該相続に係る相続人が2人以上であり、当該相続に係る相続人の全員の同意により当該特定開発行為を承継する者として選定された場合 当該同意があったことを証する書面及び当該承継に係る相続人全員の戸籍謄本</p> <p>(ウ) 承継者が合併により特定開発行為許可を承継した法人である場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p>
(10) 対策工事等の廃止の届出	<p>法の規定に基づく対策工事等の廃止の届出（以下「廃止の届出」という。）は、省令に規定する特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行うものとする。</p> <p>(ア) 対策工事等を廃止した理由を示す書類</p> <p>(イ) 対策工事等を行っていた箇所の現況を示す図面及び写真</p> <p>(ウ) 対策工事等を廃止した後の土砂災害の防止のための措置を記載した書類及び図面</p>
(11) 市町村長への通知	知事は、行為許可をしたとき又は廃止の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係のある市町村の長に通知するものとする。
(12) 許可標識	行為許可を受けた者は、当該行為許可に係る工事の期間中、当該工事を行う土地の見やすい場所に、特定開発行為許可標識を設置するものとする。
(13) 施行期日	施行期日は、公布日とする。